

袖ヶ浦市入札契約に係る暴力団対策措置要綱

平成27年1月27日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、袖ヶ浦市（以下「本市」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(管轄警察署への照会)

第2条 市長は、千葉県警察（以下「県警」という。）以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）若しくは本市契約又は本市契約に関連する契約を締結し、又は締結しようとする者が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったときは、本市を管轄する警察署に対し、当該情報の事実確認について照会するものとする。

(入札からの排除)

第3条 市長は、本市契約のために一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされた者が契約締結までの間に、措置要件のいずれかに該当するもの（以下「措置要件該当者」という。）であると認められたときは、そのものの入札参加資格の取消し、指名の取消し又は落札候補者決定若しくは落札決定の取消しの措置を行うものとする。

2 前項の規定は、措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」

という。)についても適用する。

- 3 市長が前2項の規定により入札参加資格の取消し、指名の取消し又は落札候補者決定若しくは落札決定の取消しの措置を行ったときは、当該措置要件該当者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(指名停止等)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件該当者であると認められたときは、別表に定める期間、当該有資格業者に対し、袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づき指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合について、当該有資格業者と同一の期間指名停止を行うものとする。

- 3 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。

- 4 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

- 6 市長は、第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。た

だし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(1) 第4条第1項及び第2項の規定による指名停止の期間中の有資格業者

(2) 有資格業者以外の者で、措置要件該当者であると認められたもの

(3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承諾してはならない。

(関係課等の長への通知)

第7条 契約担当課長は、第4条第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは同条第5項の規定により指名停止を解除したとき、又は有資格業者以外の者が措置要件該当者であると認められたとき、若しくは当該措置要件該当者が措置要件に該当しなくなったと認められたときは、関係課等の長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、本市契約の相手方又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求（以下「不当要求等」という。）を受けた際は、速やかに報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。

2 市長は、本市契約の相手方の下請業者が、不当要求等を受けた際は、当該下請業者に対し、本市契約の相手方に速やかに報告を行うよう、当該本市契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 市長は、本市契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当要求等を受け、当該本市契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、当該本市契約の相手方が前2項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、本市契約の相手方（本市契約の相手方が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除し、指名停止措置要綱に基づく措置を行うことができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められたとき。
- (2) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、市長から、措置要件該当者を相手方とする下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体等への協力要請)

第10条 市長は、第4条の規定により指名停止等を行ったとき、又は有資格業者以外の者が措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体（本市から出資・補助金又は職員の出向を受けるなどして、補完的な業務を行う団体をいう。）及び指定管理者に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、県警及びその他関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(袖ヶ浦市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

- 2 袖ヶ浦市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年告示第174号）は、廃止する。

別表（第2条、第4条、第9条関係）

措置要件	期間
<p>1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4までに該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>